

[事案 2023-37] 新契約無効請求

・令和 5 年 10 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した終身保険、および同年 5 月に契約した終身保険について、令和 4 年 3 月に解約したが、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

(1) 契約時に募集人から、60 歳で解約すれば元金は減らないと説明され、誤信した。また、預金に保険が付いている商品であると説明され得だと思った。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は、申立人に対して、設計書の「保障内容」欄を用いて保障内容を説明し、「死亡保険金・解約返戻金などの推移」欄を用いて経過年数ごとの解約返戻金等の推移を説明している。

(2) 意向確認書の「解約返戻金は多くの場合、払込保険料合計額を下回ります」との記載のある欄にチェックがなされており、申立人が署名をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。